# 系統連系のお申込みに伴う計量器に係る費用負担の変更についてのお知らせ

平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

系統連系のお申込みに伴う計量器に係る費用負担については、各電力会社によって取扱いに差がありましたが、このたび、電力小売全面自由化を機に取扱いの統一を図ることとなりました。変更内容についてお知らせいたします。

#### 1. 変更内容

双方向計量機能付きスマートメーターを設置させていただく場合のお客さまの費用負担 は無償とさせていただいておりましたが、新増設時、需給用に必要な計量器容量と受給用 に必要な計量器容量を比較し、受給用計量器が需給用計量器を上回る場合は差額を申し受 けることになります。

#### (1) 低圧の場合

G: 受給側に必要な計量器容量 L: 需給側に必要な計量器容量

	工事内容 (例)	費用負担 (見直し前)	費用負担 (見直し後)
需給側・受給 側ともに新設 (L≧G)	L 想定:60A、G 想定:60A ↓ 60A×1 台新設※	無償	無償
需給側・受給 側ともに新設 (L <g)< td=""><td>L 想定: 60A、G 想定: 120A ↓ 120A×1 台新設※</td><td>無償</td><td><u>120Aと 60A</u> <u>の差額</u></td></g)<>	L 想定: 60A、G 想定: 120A ↓ 120A×1 台新設※	無償	<u>120Aと 60A</u> <u>の差額</u>
需給側が 定額	L 想定:計量器不要、G 想定:60A  ↓ 計量器 60A×1台新設	無償	<u>60A1 台分</u> <u>の費用</u>

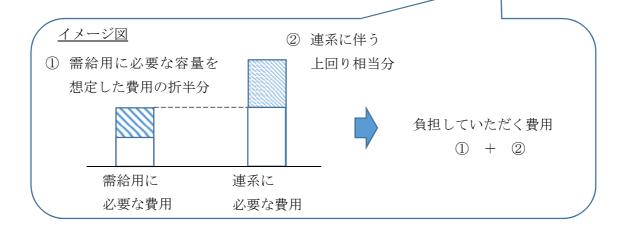
<sup>※</sup>双方向機能付きスマートメーターを設置します。

なお、変流器が必要な場合についても上記と同様の考え方により、受給用計量器に必要な 容量が需給用計量器に必要な容量を上回る場合は差額を申し受けます。

## (2) 特別高圧・高圧の場合

G: 受給側に必要な計量器容量 L: 需給側に必要な計量器容量

	費用負担(見直し前)		費用負担(見直し後)	
	需給側 計量器	変成器 (共用)	需給側計量器	変成器 (共用)
電圧階級 : G=L 計量器容量 : G≦L	無償	折半	無償 (上回り相当分なし)	折半 (上回り相当分なし)
電圧階級 : G=L 計量器容量 : G>L	無償	折半	<u>連系に伴う上回り</u> 相当分の費用	需給用に必要な容量 を想定した費用の折 半および連系に伴う 上回り相当分の費用



なお、変成器を個別で取付ける場合にはこれまでどおり、受給用計量器に係る費用全額を 申し受けます。

### 2. 取扱い変更時期

平成28年4月1日以降の系統連系申し込み受付分から適用致します。

詳細については、お近くの当社事業所までお問い合せください。